

# 沖縄県北部土木事務所関係職員に対して安全 パトロールに係る研修会を開催いたしました

名護労働基準監督署管内の建設業における労働災害（10月末速報値）は、休業4日以上之死傷災害が合計18人発生しており、うち死亡災害が1人発生しています。

死傷災害に関しては昨年同時期から5件の増加となっており、建設業における労働災害防止対策が急務となっております。

そこで、新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分留意し、令和2年12月1日 建設業における労働災害防止を目的として公共工事発注機関である沖縄県北部土木事務所関係職員を対象とした安全パトロールに係る研修会を開催いたしました。

同研修会では、北部土木事務所から31名の職員にご参加いただき、



署長挨拶の様子

## 「建設業の働き方改革」

## 「建設現場パトロールのポイント」

を説明しました。

研修会の最後に署長から「安全で快適な職場を提供して若手の労働者を呼び込むチャンスであること、日頃から現場を巡回する機会の多い発注機関が安全管理の指導を行うと効果が高く、労働災害防止のため協力願いたい」と挨拶を行いました。

研修会終盤では質疑応答も活発に行われ、建設業における労働災害防止に関して、公共工事発注機関と労働基準監督署との密接な連携が必要であることの認識を共有し、1月には合同でパトロールを行うことを計画しています。

**北部土木事務所関係職員  
の皆様 お疲れ様でした**



研修会全体の様子